

神奈川県道路位置指定等要領

(昭和 51 年 11 月 30 日)

昭和 53 年 11 月 1 日訂

平成 3 年 4 月 1 日訂

平成 9 年 4 月 1 日訂

平成 9 年 9 月 1 日訂

平成 22 年 3 月 1 日訂

1 目的

この神奈川県道路位置指定等要領は、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき道の位置を指定するにあたり、法施行令第 144 条の 4、法施行規則第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 2 並びに神奈川県建築基準法施行細則（以下「県細則」という。）第 3 条の規定のほか、必要な手続などを定めたものである。

2 用語の定義

(1) 位置指定道路

法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、特定行政庁からその位置の指定を受けた道（法施行令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハの規定により設けられる転回広場を含む。）。

(2) 道路位置指定

法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、特定行政庁がその位置を指定することをいう。

(3) 廃止

位置指定道路の全部について、指定を取消すことをいう。

(4) 一部廃止

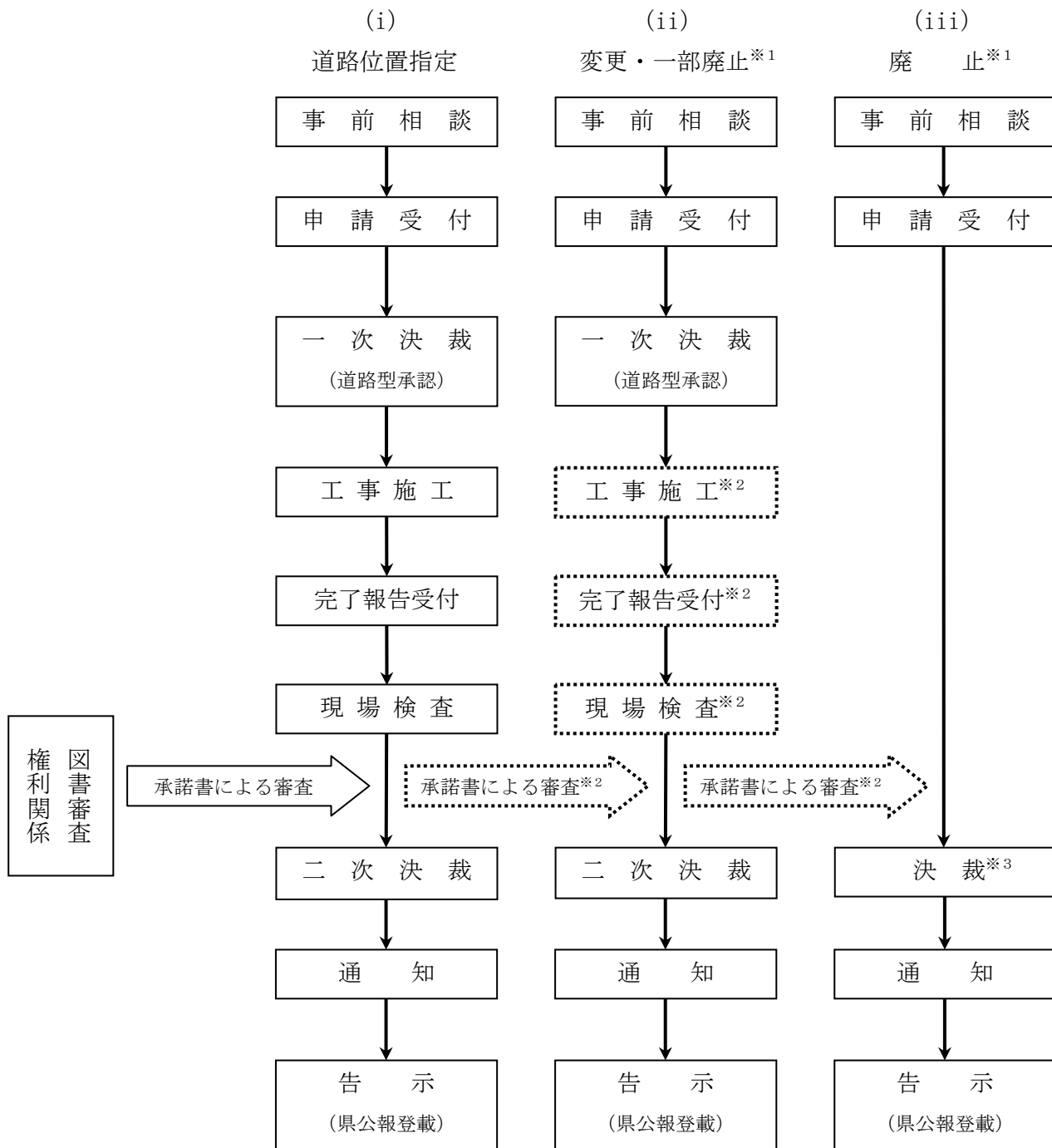
位置指定道路の一部について、指定を取消すことをいう。

(5) 変更

位置指定道路の区域を拡大して道路位置指定を行うこと、若しくはそれと併せて一部廃止を行うことをいう。

3 道路位置指定等申請の手続

(1) 道路位置指定等申請の手続の手順は次図のとおりとする。



※1 法令に指定の取消しに係る規定はないが、特定行政庁が指定道路の全部又は一部について指定の取消しを行うことは可能であり、その場合の手続は、原則として、指定の手続に準ずる。(平成21年1月20日付国住街第192号 技術的助言・抜粋)

※2 工事施工を伴わない位置指定道路の一部の廃止の場合、県細則第3条第7項各号に掲げる道路である位置指定道路の全部又は一部の場合にあつては、手続の一部を省略することができる。

※3 適宜、現地調査を実施するなど、現況把握を行った上で決裁を行うこと。

(2) 事前相談

道路位置指定、廃止、一部廃止及び変更に係る申請書（以下、「申請書」という。）の内容は、土地の権利関係及び周辺に与える影響を含めて整理・検討する必要があることから、事前相談を行うものとする。

なお、事前相談にあたっては、別記様式1（道路位置指定計画概要書）及び別記様式2（道路位置指定等区域内権利者一覧表）を用いるものとする。

(3) 申請関係図書

申請書及び添付図書については、次の表に従い、用途に応じて各1部ずつ作成し、提出させる。このうち、⑧及び⑩については二次決裁時まで提出すればよいものとし、申請後において⑥及び⑦に変更が生じた場合は、二次決裁時まで最新のものへと更新させるとともに、必要に応じて修正した⑧を提出させること。

なお、各土木事務所において別に必要がある場合は、申請者への部数追加を願うなど、適宜対応すること。

図書種類 図書用途	①	②	③	④	⑤-1	⑤-2	⑤-3	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
土木事務所保存用	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木事務所閲覧用					○	○	○					
申請者への通知用		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市町村への通知用		○	○	○	○	○	○	○				
建築指導課への通知用		○	○	○	○	○	○	○				

(注) 上表①～⑩までの数字は次のものを示す。

- ① 県細則第3条第1項に規定する道路の位置の指定申請書（第2号様式）又は同第3条第4項に規定する道路の位置の変更申請書（第4号様式）若しくは同第3条第5項に規定する位置指定道路の廃止申請書（第4号様式の3）
- ② ①の副本
- ③ 案内図
- ④ 法施行規則第9条に規定する付近見取図
- ⑤ 法施行規則第9条に規定する地籍図は、県細則第3条第1項の規定により次の3葉とする。なお、一部廃止の場合は同第3条第5項の規定により⑤-1及び⑤-2、廃止の場合は同第3条第5項ただし書きの規定により⑤-1となる。
 - ⑤-1 敷地計画図
 - ⑤-2 排水計画図
 - ⑤-3 高低測量図
- ⑥ 公図写
- ⑦ 登記事項証明書
- ⑧ 県細則第3条第1項に規定する道路の位置の指定承諾書（第3号様式）又は同第3条

第4項に規定する道路の位置の変更承諾書（第4号様式の2）若しくは同第3条第5項に規定する位置指定道路の廃止承諾書（第4号様式の4）

- ⑨ 委任状
- ⑩ 道路位置指定等に係る工事完了報告書

(4) 添付図書の記入方法等について

1) ① 申請書

申請者は原則として築造主とする。

2) ④ 付近見取図

関係市町村の都市計画基本図（白図 縮尺 1/2,500 程度）等によるものとし、最寄りの停留所、学校、商店名、その他目標物名称をなるべく詳細に記入する。なお、付近見取図において道路位置指定等を受けようとする場所が明らかな場合にあっては、③の案内図を兼ねることができる。

3) ⑤-1 敷地計画図

記載すべき内容は下記のとおりとする。なお、県細則第3条第2項の規定により⑤-1敷地計画図、⑤-2排水計画図及び⑤-3高低測量図に明示しなければならない事項が他の図に明示されている場合にあっては、それぞれの図に分割することを要しない。

(イ) 縮尺 1/300 程度 又は 1/600 程度とする。

(ロ) 方位

(ハ) 地番、地番界（筆境）、地目

(ニ) 土地の所有者及びその土地又は土地にある建築物若しくは工作物に権利（所有権、地上権、賃借権、永小作権、抵当権、地役権、質権、先取特権等（仮登記を含む））を有する者（以下、「道路位置指定等区域内権利者」という）の氏名

(ホ) 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路等の位置

(ヘ) 指定を受けようとする道路位置（朱書）

(ト) 廃止及び一部廃止の場合は指定を受けた道路位置を明示し、そのうち廃止及び一部廃止を受けようとする部分を朱斜線引とする。

(チ) 地籍図のうち土木事務所閲覧用に供するものについては、個人情報保護の観点から、道路位置指定等区域内権利者名等の個人情報が記載されていないものとする。

4) ⑧ 道路の位置の指定承諾書等

道路の位置の指定承諾書等には、原則として道路位置指定等区域内権利者の印鑑証明（最新のもの）を添付する。なお、廃止及び一部廃止の場合であって、位置指定道路が県細則第3条第7項各号に掲げる道路である場合にあっては、この限りでない。

5) ⑨ 委任状

代理人が申請する場合に添付する。

6) ⑩ 道路位置指定等に係る工事完了報告書

道路位置指定等に係る工事完了報告書には、道路位置指定等に係る工事の施工状況を確認するため、工事施工前、施工中及び施工完了後の状況を写した写真を添付する。

(5) 決 裁

1) 一次決裁

申請書及び添付図書が提出された場合は、法施行規則第 9 条、県細則第 3 条及び本要領の規定に基づき、記載事項等について確認を行うとともに、道路位置指定、変更、一部廃止の道路型又は廃止の廃止型について法施行令第 144 条の 4、県細則第 3 条及び本要領に定める基準について審査し、適正であると認められる場合は決裁を行った上で、申請者へ工事着手を指示すること。

2) 二次決裁

道路位置指定等に係る工事完了報告書が提出された場合は、一次決裁と同様に記載事項等について確認を行うとともに、現場検査を実施し、適正であると認められる場合は決裁を行った上で、法施行規則第 10 条第 3 項の規定により申請者へ通知（指定通知書の交付）する。

特に、⑧道路の位置の指定承諾書等については、公図及び登記事項証明書等から道路位置指定等区域内権利者の確認を厳に行うこと。

なお、一次決裁が終了し、工事着手を指示しただけでは道路位置指定等を行ったことにはならず、道路位置指定等を行う前に同一区域において他の申請が提出された場合には、申請者に県細則 9 条による取下げ届の提出を促し、新たな道路位置指定等として取り扱うよう指導を行うこと。

(6) 特殊事項

1) 既成地における道路位置指定

既成地（既存建築物の敷地内又は接する土地）において道路位置指定を行う場合にあっては、その位置指定道路が接することとなる敷地に存する建築物について、建ぺい率、容積率及び道路斜線制限等の規定に適合していることを確認するための図書を添付させること。

2) 道路明示図書

地籍図（公図）上の道路と現況道路とに著しく誤差があるときは、原則として、道路管理機関の道路境界明示を受け、証明図書を添付させること。

3) 公有水路使用許可書

水路路面占有許可等が必要な場合は、その証明書又は許可書等の写しを添付させること。

4) 建築基準法第 88 条第 1 項の確認を要する擁壁工事及び宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の許可を要する工事が含まれる場合には事前相談時に指示（例えば、着工前に申請する等）を行うこと。なお、他の法令による許認可を必要とするものについては、原則として、2 次決裁までには当該許認可に係る許認可書の写しを提出させること。

4 道路位置指定技術基準

(1) 道路位置指定ができる土地

次の 1) 及び 2) に該当するものであること。更に、既成地における道路位置指定の場合にあつては、3) にも該当するものであること。

- 1) 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により「土地を建築物の敷地として利用する」目的で行うものであること。
- 2) 都市計画法に基づく開発許可を要しないものであること。
- 3) 位置指定道路に接することとなる敷地に存する建築物が、新たに法令の規定に不適合とならないこと。

(2) 廃止又は一部廃止できる位置指定道路

次の 1) 及び 2) に該当するものであること。

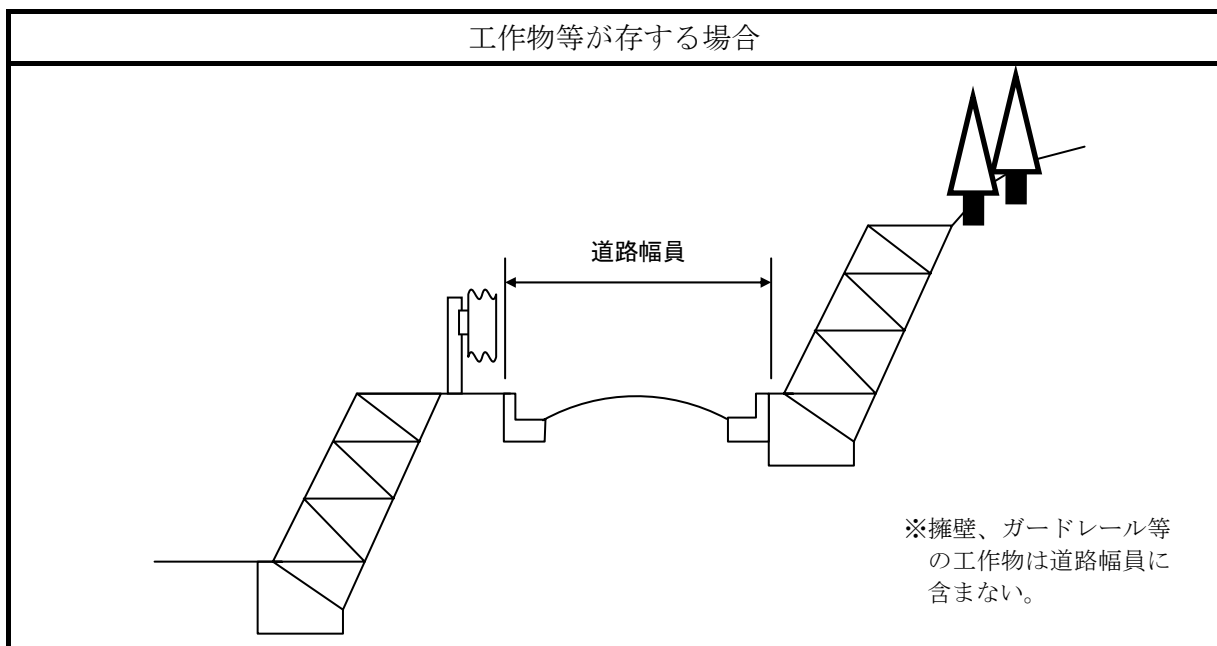
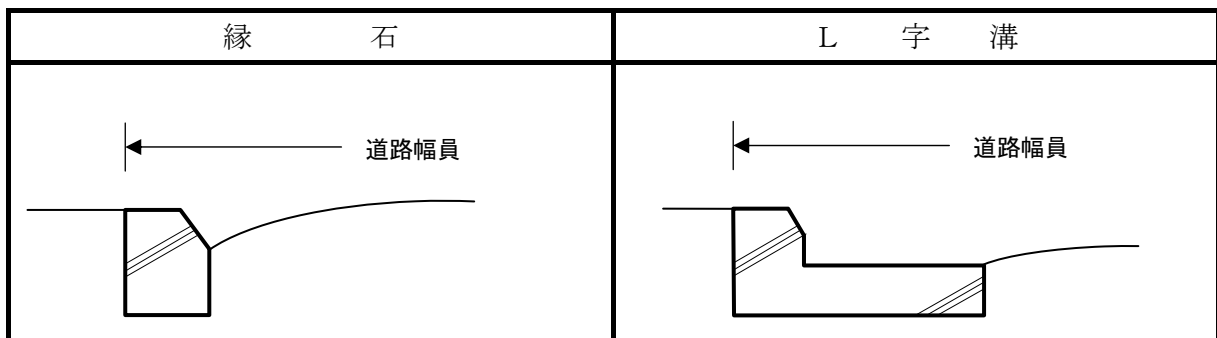
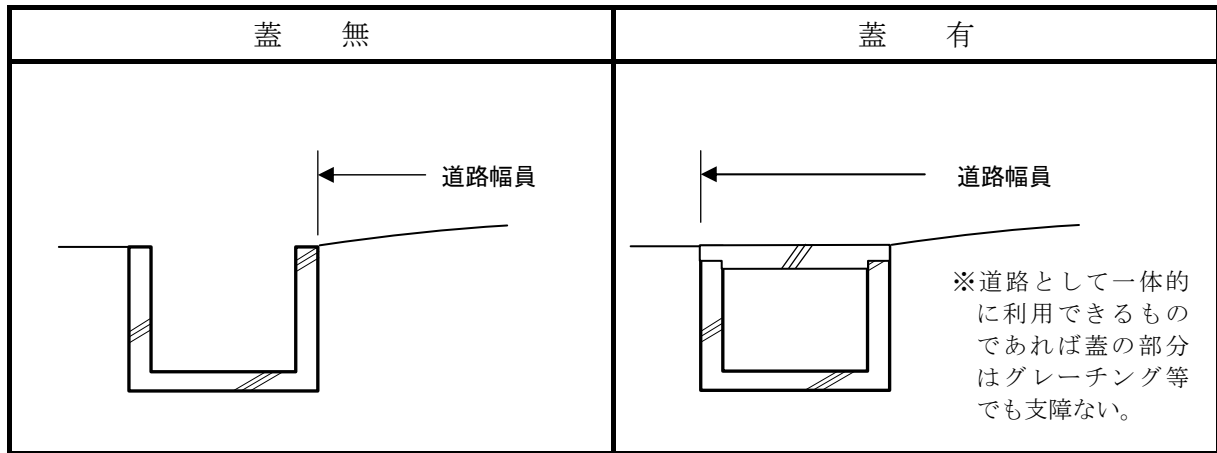
- 1) 廃止又は一部廃止によって、その位置指定道路に接する敷地が法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基づく条例の規定に抵触しないこと。
- 2) 次の (イ) 又は (ロ) のいずれかに該当するものであること。
 - (イ) 位置指定道路が県細則第 3 条第 7 項各号に規定する道路である場合など、道路位置指定の意義が実質的に失われる又は失われている場合であること。
 - (ロ) 位置指定道路の築造が確認できない場合であること。(位置指定道路が滅却している場合であること。)

(3) 道路幅員、線型等

法施行令第 144 条の 4 以外については原則としてこの例による。

1) 道路幅員

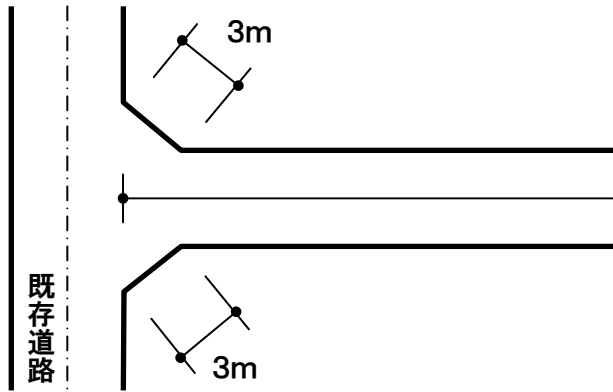
次図のとおりとする。



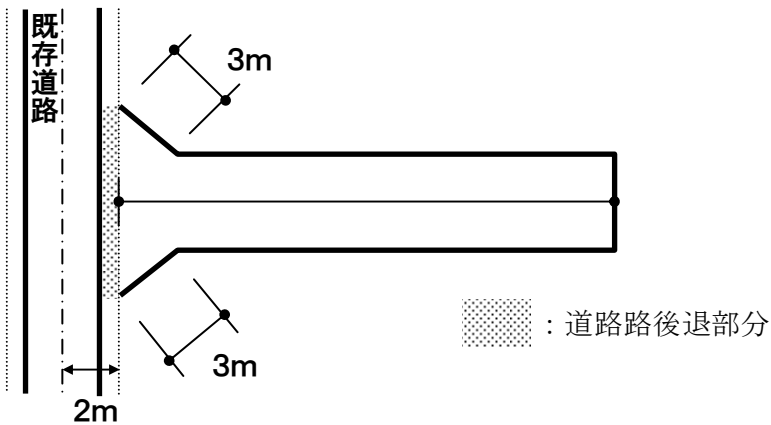
(4) 道路延長、自動車転回広場及び区間距離

1) 道路延長については接続点から終端までの道路中心線の長さの合計とする。

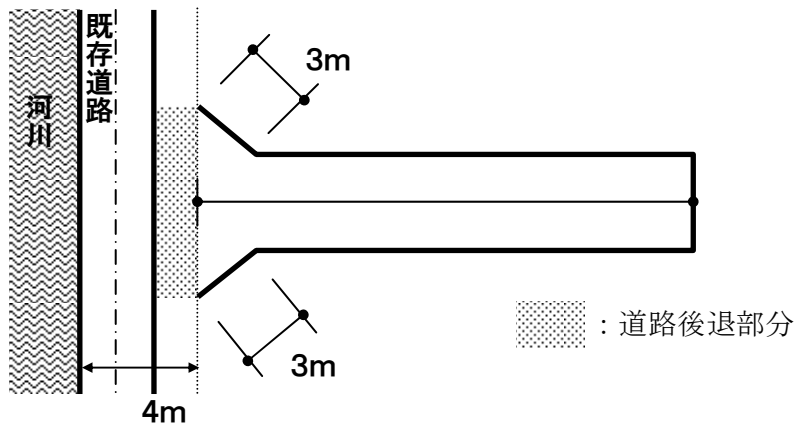
① 基本線型



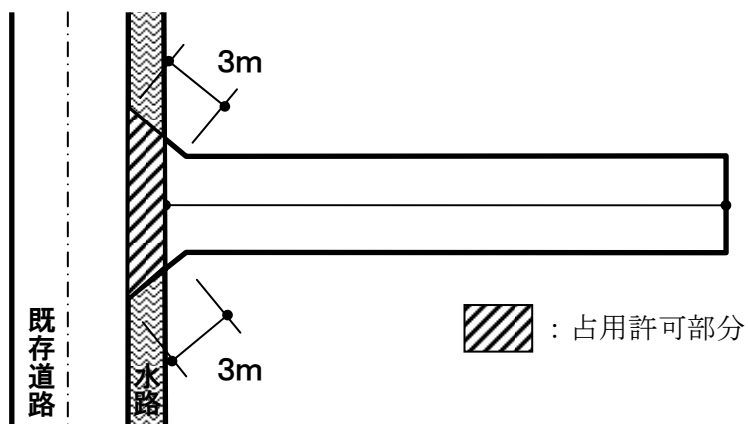
② 基本線型 (2項道路の道路後退がある場合・その1)



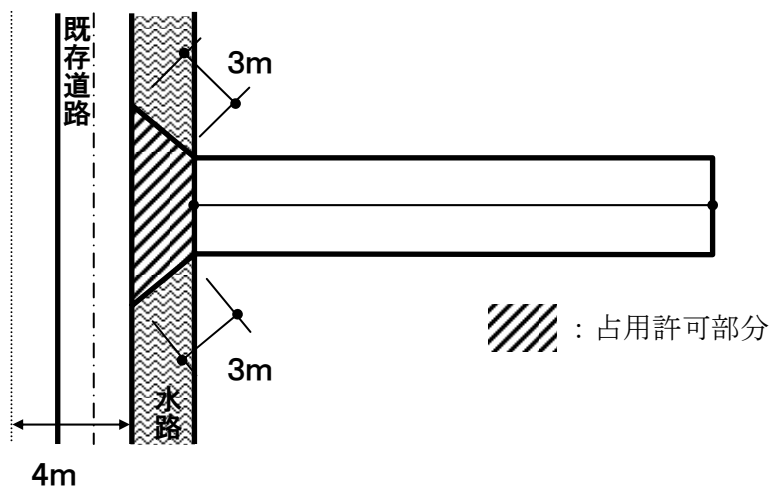
③ 基本線型 (2項道路の道路後退がある場合・その2)



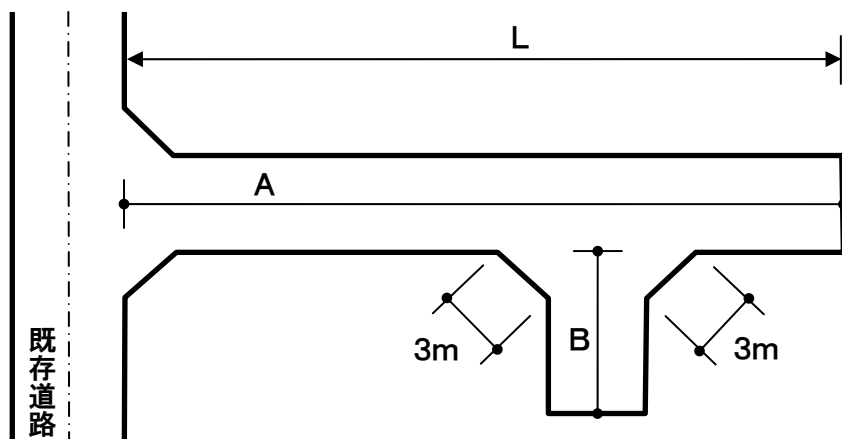
① 基本線型（接続道路との間に水路がある場合）



② 基本線型（接続道路が2項道路であって、水路がある場合）

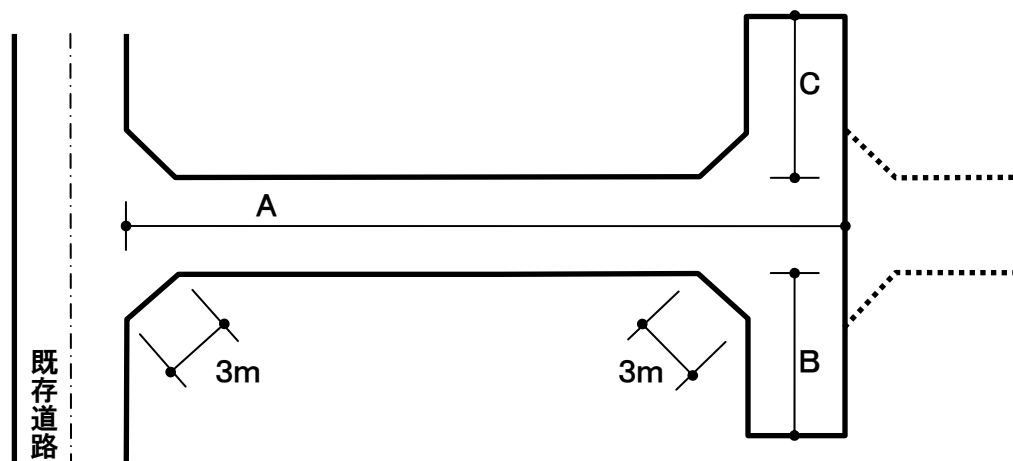


③ 基本線型 道路延長 = A + B（転回広場は有効幅をとる）



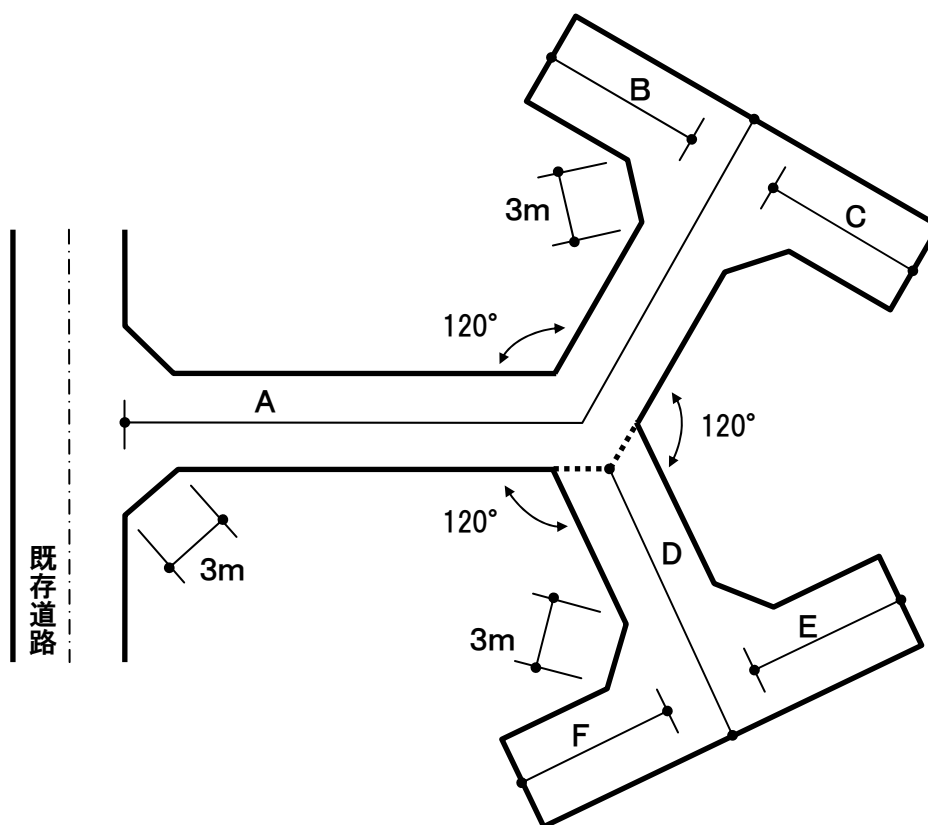
※転回広場を要する幅員6m未満の場合におけるLは、35m+6m（転回広場分）の合計41mを原則とする。

㉔ 基本線型 道路延長 = A + B + C

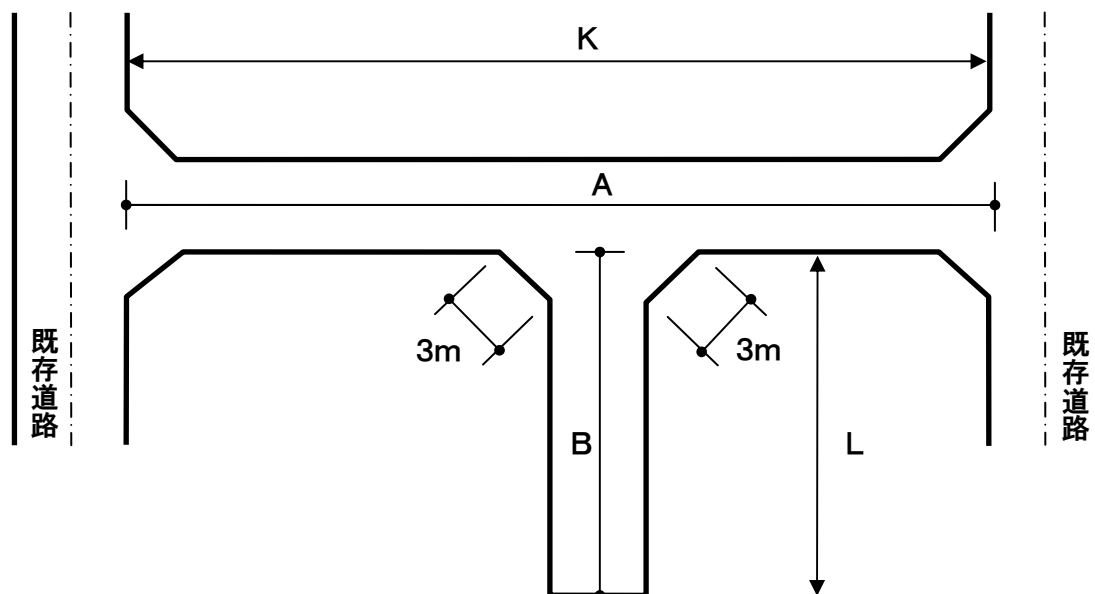


※点線部は位置指定道路を延長する場合を想定したもの。
 ※既存道路との接続点から1つ目の転回広場の設置位置は、既存道路の中心からの距離ではなく接続点から35m以内となることに留意すること。(転回広場区間距離の算定・参照)

㉕ 基本線型 道路延長 = A + B + C + D + E + F



① 基本線型 道路延長 = A + B

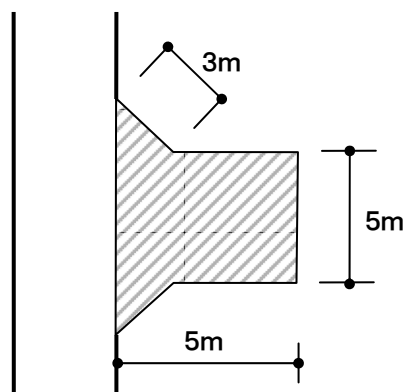
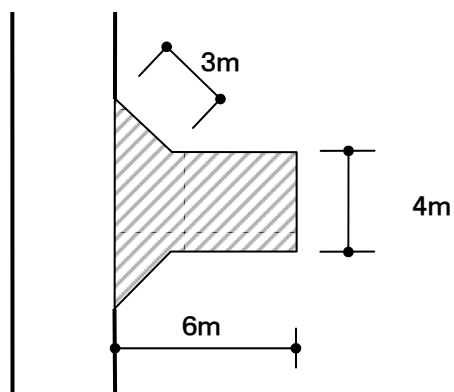


※K区間については、両端が他の道路に接続していることから（令第144条の4第1項第1号本文の規定により）、転回広場は不要。
L区間が転回広場を要する幅員6m未満の場合は、K区間との接続部分から35mが限度となる。

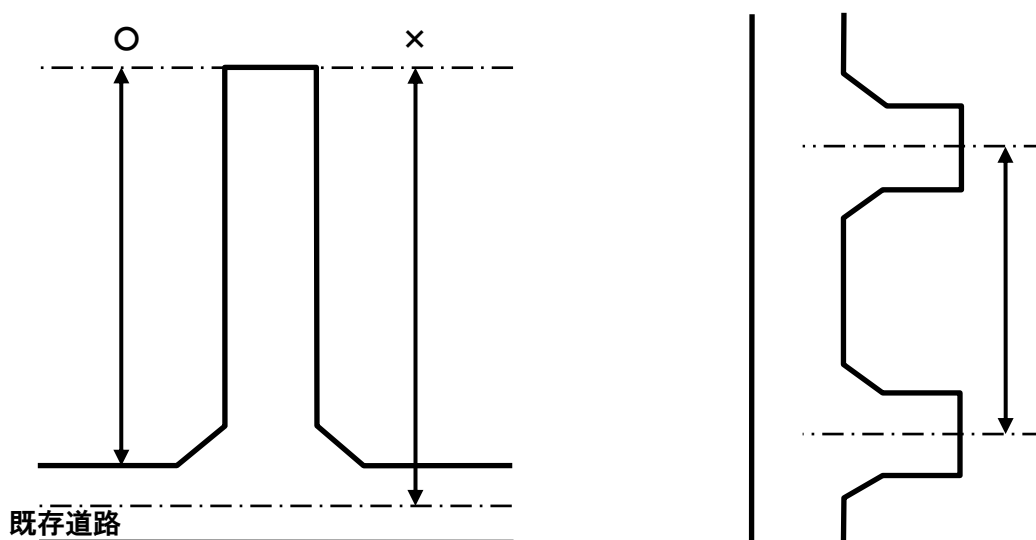
2) 自動車の転回広場は次図を標準とする。（転回広場は斜線部分）

6 m × 4 m

5 m × 5 m

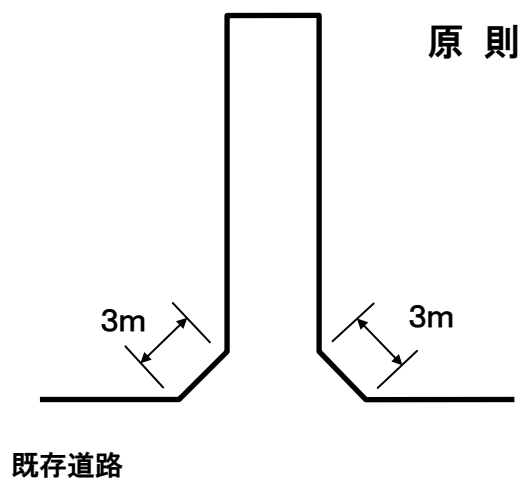


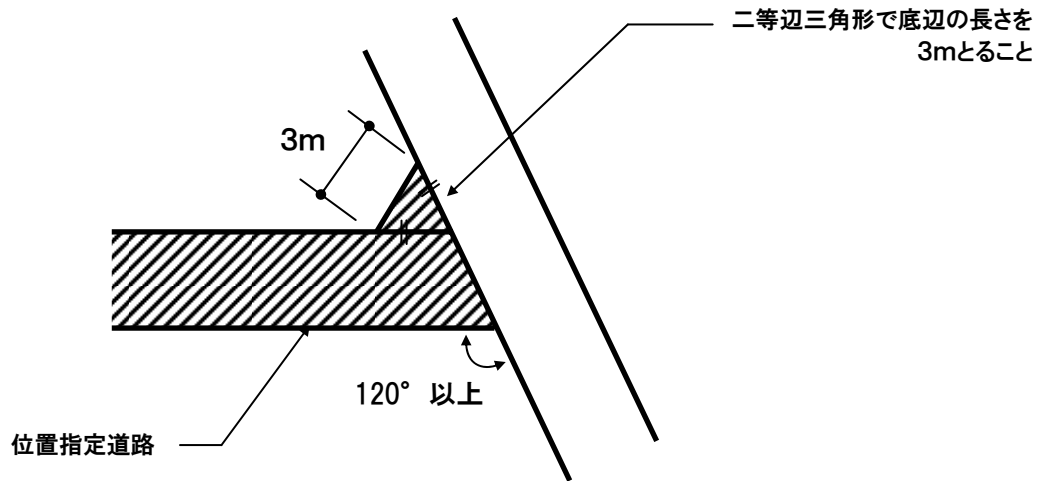
3) 転回広場区間距離の算定は、接続点又は自動車の転回広場の中心を起算点とする。



(5) 道路の隅切りは原則斜辺部分の長さを3mとする。ただし、角地に堅固な建築物等が存在しておりやむを得ないと認められる場合（例示1）や指定を受けようとする道路に沿って河川・鉄道敷きが存在している場合（例示2）、歩道のある広い道路に接続しており、隅切りの必要がないと認められる場合（例示3）等にあつては、次のいずれかにすることができる。

- 1) 角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたもの。
- 2) 片側隅切りであつて、角地の隅角をはさむ辺の長さ3mの二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたもの。
- 3) 隅切りを設けない。





【例示 1】

角地に堅固な建築物等が存在しており、やむを得ないと認められる場合

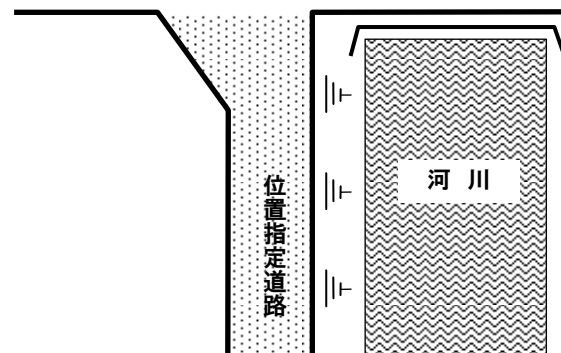
既存道路



【例示 2】

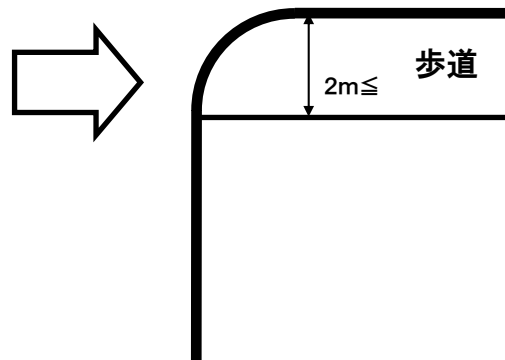
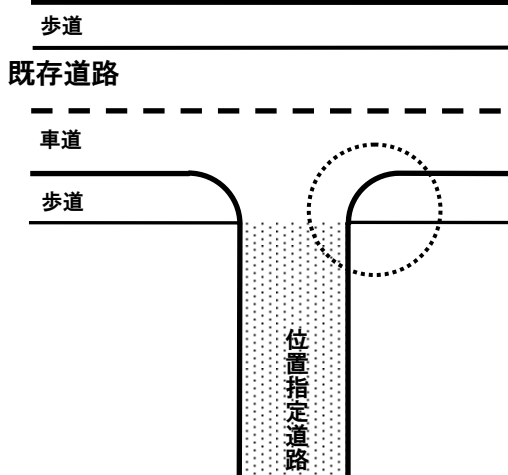
指定しようとする道路に沿って河川・鉄道敷きが存在している場合

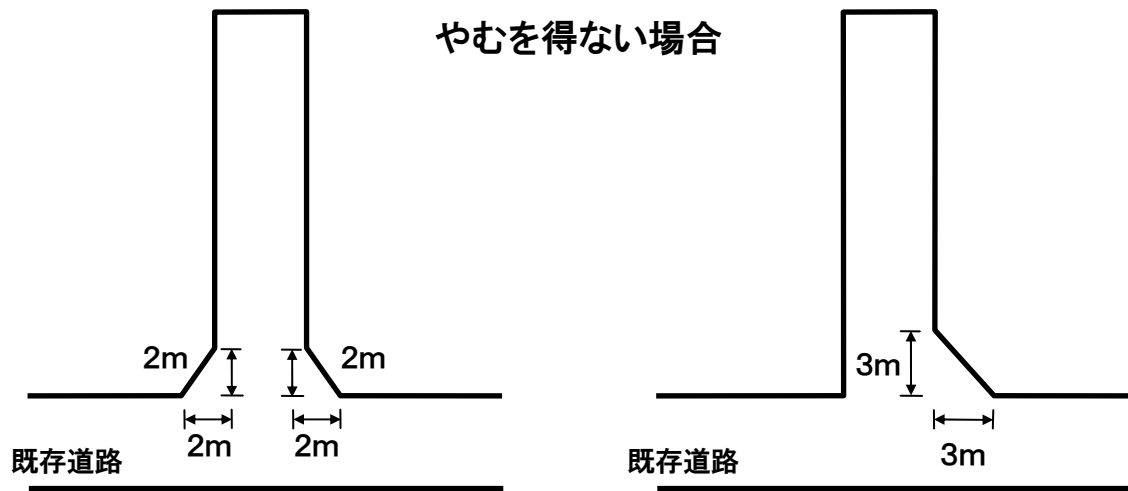
既存道路



【例示 3】

既存道路側に幅員 2 m 以上の歩道が設置されており、隅切りの必要がないと認められる場合





附 則

1. この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要領の施行前にした行為については、なお従前の例による。